

教職員の不祥事の防止策及び発生時の適切・迅速な対応体制の確立にむけて

1. 現状

- 高知県において令和5年度に懲戒処分を受けた教職員は、令和5年12月28日時点で6人（小学校1人、中学校2人、高等学校2人、特別支援学校1人）。

量定別の内訳は、免職4人、停職2人。

〈懲戒処分を受けた教職員数の経緯（校種別）〉（人）

年度 校種	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (R5.12.28 時点)
小学校	3	0	3	0	0	1	1	1
中学校	3	2	3	1	0	0	1	2
高等学校	3	2	4	0	1	0	3	2
特別支援学校	1	2	1	0	2	1	0	1
計	10	6	11	1	3	2	5	6

〈懲戒処分を受けた教職員数の経緯（量定別）〉（人）

年度 量定	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (R5.12.28 時点)
免職	3	3	3	0	1	0	2	4
停職	6	2	0	1	1	1	2	2
減給	1	1	5	0	0	0	1	0
戒告	0	0	3	0	1	1	0	0
計	10	6	11	1	3	2	5	6

〈懲戒処分を受けた教職員数の経緯（懲戒事由別）〉（人）

年度 懲戒事由	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5 (R5.12.28 時点)
体罰	1	0	3	0	0	0	0	0
セクハラ、わいせつ行為	2	4	3	1	1	1	3	1
飲酒運転	2	0	0	0	0	0	0	2
交通違反（飲酒運転以外）	0	1	0	0	0	0	0	0
傷害、脅迫、窃盗等	1	1	0	0	0	0	2	2
薬物使用	0	0	1	0	0	0	0	0
不適切な会計・事務処理	3	0	1	0	0	0	0	1
教育公務員としての意識の欠如	1	0	3	0	2	1	0	0
計	10	6	11	1	3	2	5	6

〈令和5年度（令和5年12月28日時点）に懲戒処分（免職・停職）を受けた6つの事案の概要〉

小学校教諭	降任前の管理職時に、2名の臨時教員に対してセクハラ行為を行うとともにその事実を隠蔽するために虚偽報告を行った。免職。
中学校教諭	所属の懇親会にて飲酒後、仮眠等もなく酒気帯び運転を行い、検挙された。免職。
中学校主査	長期にわたり公文書等の偽造及び不適切な事務処理を行い、その事実の隠蔽のために虚偽報告を行った。停職12月。
高等学校教諭	妻と共に銀行のローンカードを詐取した容疑で逮捕され、その後、銀行のローンカード及び計500万円の詐取により起訴された。免職。
高等学校会計年度任用職員	勤務場所を離れ酒気帯び状態で自家用車を運転し、検挙された。免職。
特別支援学校教諭	スーパーマーケットのセルフレジで不正購入を複数回行った。停職12月。

【参考】全国との状況の比較（R4）

「令和4年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）」をもとに高知県教育委員会で算出したところによると、令和4年度の高知県における教育職員（※）数のうち懲戒処分を受けた教育職員の割合は、0.041%。

同年度の全国における教育職員数のうち懲戒処分を受けた教育職員の割合は、0.080%。

（※）公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）における「教育職員」は、「公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舍指導員」を指す。

「1. 現状」にて本県の状況として示してきた際の「懲戒処分を受けた教職員」と言った場合の「教職員」には事務職員等が含まれているが、「公立学校教職員の人事行政状況調査」の「教育職員」には事務職員等は含まれていない。

2. 現在の状況及び今後の対応方針

- 相次ぐ教職員による不祥事案の発生を受けて、令和5年8月に、県教育委員会事務局において、教育次長をリーダーとした部局横断の「教職員不祥事防止対策強化プロジェクトチーム」を設置。

- また、教職員等（教育実習生を含む。）の間で発生したハラスメント事案等（ハラスメント事案と疑われる事案を含む。）又は教職員による児童生徒性暴力等が発生した際に、その事実認定の客観性をより高めること等を目的に、令和5年7月に、各分野の外部の有識者・専門家から意見・助言をいただくために、「高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）を設置。
第三者委員会においては、直近で生じた2つのハラスメント事案（※）（以下「2事案」という。）について、すでに事実認定は行われているものの、今後のハラスメント対策をより適切に進めるため、県教育委員会の対応等の検証を議題として、令和5年9月に第1回を開催し、様々なご意見をいただいたところ。
（※）旧南高校で発生した教育実習生に対するハラスメント事案及び土佐清水市の小学校で発生した臨時教員に対するハラスメント事案

- さらに、上記2事案の事案検証を踏まえた対策を検討するにあたり、被害を受けられた方にご意見をお伺いできるよう、昨年10月以降、被害者側の方々にご相談をさせていただいているところ。

- 今後、改めて第三者委員会を開催（1月25日に開催予定）し、随時頂戴した被害者側の方々のご意見や、第三者委員会での対策等へのご意見を踏まえつつ、ハラスメント事案をはじめ教職員による不祥事案の発生防止に向けた対策や、県教育委員会、市町村教育委員会、学校における対応体制の強化策について、県教育委員会として取りまとめ、事案検証と合わせて公表する予定。
なお、とりまとめ公表後も、様々な状況等を踏まえて、機動的に取組・施策の見直しを行いながら、「不祥事の防止強化」と「発生した場合の対応体制の強化」を図っていく予定。

3. 「不祥事の防止強化」と「発生した場合の対応体制の強化」として想定される論点

- 2. で記載した被害者側の方々にお伺いしたご意見や第三者委員会の協議内容等も踏まえつつ、現時点において、以下のような論点において、「(ハラスメント事案も含めた) 不祥事の防止強化」と「発生した場合の対応体制の強化」の具体的な取組・対応策について取りまとめていく予定。

(以下は「論点」であり、具体的な取組・対応策については改めて別途示す予定)

▶ 各学校における不祥事防止の取組の強化に向けた対策

- ・ 全ての学校において、地域や保護者の協力も得た不祥事防止に向けた対応体制の強化や、不祥事防止・発生時の対応体制の確保についての校内研修会の実施をすることを要請するとともに、その実施状況を確認する仕組みを構築

▶ 教職員に対する不祥事防止の啓発の充実にに向けた対策

- ・ 全ての教職員が不祥事防止に係る通知や研修資料などの各種情報を容易に把握できるよう、情報を一元化したポータルサイトを開設

▶ 市町村教育委員会の対応力の向上や県教育委員会とのさらなる連携強化に向けた対策

- ・ 特に市町村立学校の場合、市町村教育委員会がサービス監督権を有するため、全ての市町村教育委員会において、不祥事事案やそれを疑われる事案等が発生した場合の実施すべき対応の周知・徹底

▶ 教職員の相談窓口の充実にに向けた対策

- ・ 教職員間のトラブル等に対する相談窓口・体制の一層の周知や更なる構築
- ・ 事案が発生した際の早期発見のための対教職員へのアンケートの定期的な実施

▶ 不祥事事案（見込みを含む。）が発生した際の県教育委員会の対応

- ・ 県教育委員会内での迅速な情報共有の徹底
- ・ 速やかな事実確認のための取組
- ・ 被害者がいらっしゃる案件については、被害者に寄り添った対応への配慮 など

【参考】現時点において着手している取組等の例

：今後の取りまとめを待たずに、先んじて前述の論点に沿って着手した取組等

▶ 各学校における不祥事防止の取組の強化に向けた対策

▶ 市町村教育委員会の対応力の向上や県教育委員会とのさらなる連携強化に向けた対策

：不祥事の根絶に向けた教職員の服務規律の確保について市町村教育長・県立学校長向けに複数回にわたり通知を发出（直近では令和5年12月18日に通知を发出）。

：市町村教育長や県立学校長が集まる会において、教育長や担当部署より、不祥事防止の徹底や対応体制の強化に向けて要請。

：ハラスメント事案等が発生した場合に、事実認定の有無に関わらず速やかに県教育委員会に対して市町村教育委員会や県立学校から一報をし、連携・協働して対応を図ることができるよう体制をルール化（令和5年7月11日に市町村教育委員会・県立学校に対して周知）。

▶ 教職員に対する不祥事防止の啓発の充実に向けた対策

：令和5年12月20日に、高知県教育委員会ホームページにおいて、「教職員不祥事根絶ポータルサイト」を開設し、これまでの通知、取組などの各種情報を一元的に掲載。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/2023111400116.html>

：「高知家まなびばこ」の教職員用ポータルサイトにおいて、専用ページを開設し、関連するこれまでの教職員向け研修資料等を一元的に掲載。

▶ 教職員の相談窓口の充実に向けた対策

：相談窓口については、外部相談窓口も含めて、定期的に市町村教育委員会や県立学校に対して通知等により周知。

：「高知家まなびばこ」の教職員用ポータルサイトのトップに、ハラスメント相談窓口のバナーを掲載し、教職員が直接目に触れる機会を増やす。

：令和6年度教育委員会予算見積において、メンタル対策と併せ、ハラスメントへの早期対応を図るため、メール・電話等に加え、若年教職員を中心に、新たに学校訪問による相談対応を行うなど相談体制の強化を教育委員会として要求。

（※令和6年度教育委員会予算要求段階の内容であり、今後、変更等が生じる場合がある。）

※また、次期教育大綱・教育振興基本計画においては、現行の教育大綱・教育振興基本計画には明示的に示されていなかった「不祥事の防止強化」と「発生した場合の対応体制の強化」について、施策として明確に示す予定。